				三号、平成五年文部省告示第百二十一号、平成七年文部省告示第十号、平成十年文部省告示第五十九号、平成八年文部省告示第百四十五号、平成十二年文部省告示第八号、平成十四年文部科学省告示第二号

○文部科学省告示第四十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄の地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとする。

平成二十五年三月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		中欄	下欄
名称	関係告示	所在地	地域	名称
辰巳用水	平成二十二年文部科学省告示第十二号	石川県金沢市大桑町カ、同湧波一丁目	二一八番一、二一八番二、二一八番一二、二一八番一九、二一八番一四、二一八番一、二一八番三三、二一八番三七、二一八番一八、二一八番三八、二一八番三九、二一八番四二、二一八番四三、二一八番四六、二一八番四八、二一八番四九、二一八番五〇、二一八番五一、二一八番五二、二一八番五七、二一八番五八、二一八番五九、二一八番七一、二一八番七五、二一八番八〇、二一八番八二、二一八番八三、二一八番八五、二一八番八六、二一八番一七番一のうち実測三一三八平方メートル、一七番二のうち実測六七六平方メートル	辰巳用水附土清水塩硝蔵跡

				同庚　湧波町　一〇番一、一〇番三、一一番、一二番、一三番、一四番、一五番、二〇番、二一番、二三番一、二五番
				同癸　湧波町　三番一、三番二、三番三、三番一一、四番一、四番二、五番一、五番二、五番三、五番四、五番五、六番一、六番二、六番三、七番二、七番三、七番四、七番五
				右の地域に介在する道路敷及び水路敷、石川県金沢市湧波町癸三番二と同三番七に挟まれた道路敷及び同湧波町癸三番二と同湧波町癸四番一と同湧波町癸五番一に挟まれた道路敷に接する水路敷、同湧波町癸五番一に挟まれた道路敷に接する水路敷、同湧波町癸三番二と同湧波町癸四番一と同湧波町癸五番一に挟まれた道路敷、同湧波町癸三番一と同湧波町癸三番二に挟まれた道路敷、同湧波町癸三番一と同湧波町癸三番二に挟まれた水